



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 ア ズ ワ ン 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 井 内 卓 嗣  
(コード番号 7 4 7 6 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 コーポレート本部長 小 野 元 孝  
(TEL. 06 - 6447 - 1210)

## 退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 54 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 役員退職慰労金制度の廃止について

役員退職慰労金制度を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 54 回定時株主総会終結の時をもって廃止し、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役に対し、当該定時株主総会の終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うことについての議案を当該定時株主総会に付議いたします。なお、打ち切り支給の時期については各氏の取締役退任の時といたします。

### 2. 株式報酬型ストックオプションの導入について

役員退職慰労金制度を廃止することに伴いストックオプション制度を導入し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることとし、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を当該定時株主総会に付議いたします。なお、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

#### ①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整す

ることができる。

②新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数 400 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の翌日から 50 年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、割当日の翌日から 3 年を経過した日から新株予約権を行使できるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

以上